

町職員の給与・職員数等の状況をお知らせします

町職員の給与は、基本的なことが地方自治法や地方公務員法などの法律で定められており、その額や支給方法などは、国家公務員の給与等を基本に町の条例で定められています。
人事行政の運営の公平性・透明性を確保するため、町職員の給与や勤務条件、処分などの状況を公表します。

◆職員給与などの状況

1 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳入総額	歳出総額	人件費	人件費率
平成22年度	9,457人	4,757,178千円	4,176,746千円	752,209千円	18.01%

※ 住民基本台帳人口は、平成23年4月1日現在のものであります。

※ 人件費には、特別職(町長・副町長・教育長・議会議員)に支給される給与・報酬、退職手当金及び共済費は含まれていません。

2 職員の平均給料月額及び平均年齢(一般行政職)(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.5歳	313,700円	343,073円

※ 平均給与月額は、給料のほか、毎月支給される手当(扶養、住居、通勤及び管理職)が含まれます。

3 職員の初任給・経験年数・学歴別平均給料月額(一般行政職)(平成23年4月1日現在)

区分	大学卒		高校卒	
	初任給	経験年数	初任給	経験年数
経験年数	7年以上10年未満	242,700円	140,100円	190,800円
	10年以上15年未満	279,700円	232,400円	232,400円
	15年以上20年未満	307,800円	298,500円	298,500円
	20年以上25年未満	364,700円	306,100円	306,100円
	25年以上30年未満	380,500円	352,700円	352,700円
	30年以上35年未満	429,400円	384,500円	384,500円

4 期末・勤勉手当(平成23年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月	0.70月
12月期	1.35月	0.65月
計	2.60月	1.35月

5 退職手当

(平成23年4月1日現在)

区分	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※ 五霞町は、茨城県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

6 特別職の給料など

(平成23年4月1日現在)

区分	給料(基本額)	支給額	期末手当支給割合	
町長	798,000円	798,000円	6月期	1.45月
副町長	622,000円	622,000円	12月期	1.50月
教育長	570,000円	541,000円(5%カット)	計	2.95月

◆職員数に関する状況

1 級別職員数の状況(一般行政職)

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	主幹 副主幹 主査	主幹 主査	課長 参事 主席主幹 主幹	課長 参事	課長	
職員数	8人	10人	39人	11人	7人	4人	5人	84人
構成比	9.5%	11.9%	46.4%	13.1%	8.3%	4.8%	6.0%	100.0%

※ 再任用職員は含みません。

2 部門別職員数

(各年4月1日現在)

区分		職員数		増減数
部門		平成22年度	平成23年度	
一般行政部門	議会	2人	2人	
	総務	25人	26人	1人
	税務	8人	7人	△1人
	民生	12人	13人	1人
	衛生	8人	8人	
	労働	1人	1人	
	農林水産	5人	5人	
	商工	2人	2人	
	土木	11人	9人	△2人
	小計	74人	73人	△1人
特別行政部門	教育	9人	9人	
	小計	9人	9人	
公営企業等会計部門	水道	3人	4人	1人
	下水道	3人	2人	△1人
	その他	10人	10人	
	小計	16人	16人	
合計		99人	98人	△1人

※ 職員数は、一般職に属する全職員の部門別の現在職員数に教育長を加えた人数です。
地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。なお、正午から午後1時までの間は休憩時間となります。

2 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、1年につき最高20日間付与される有給の休暇です。

(各年平均)

平成21年	平成22年
9.2日	8.9日

3 育児休業などの取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。

育児休業期間については、給与は支給されません。

平成22年度に育児休業を取得した職員は、3人でした。

◆職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

平成22年度において、免職処分、降任処分及び休職処分された職員はいませんでした。

2 懲戒処分

平成22年度において、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。